

季刊

労働おきなわ

2024 Summer

No.163



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル



0120-610-223

労働おきなわ

2024 Summer No.163

目次

◆ RELAY ESSAY

沖縄労働局 局長 柴田 栄二郎 1

◆ NEWS

・沖縄県労働政策課から班名変更のお知らせ..... 2

◆ INFORMATION

・フリーランスの取引に関する新しい法律ができました... 3

・働き方改革サポートします！..... 5

・労働保険年度更新集合受付特設会場のご案内..... 6

・全国安全週間..... 7

・障害者の法定雇用率引上げと支援策強化のお知らせ... 8

・エイジフレンドリー補助金のご案内..... 10

・高年齢者雇用確保措置に関するお知らせ..... 11

・ジョブトレ就活相談会のご案内..... 12

・女性求職者募集のご案内..... 14

・オーダーメイド型支援を実施します..... 16

・企業研修・リスキリング実施支援事業のご案内..... 18

◆ 労働委員会だより..... 19

◆ 労働相談..... 20

◆ 沖縄県労働経済指標..... 21



◀表紙の写真

オオゴチョウ

5～11月にかけて見頃を迎えるオオゴチョウは2～3mの高さに成長し、朱色やオレンジ、黄色などの花を咲かせます。花がチョウが群れて舞うように見えることからこの名が付いたと言われています。



「誰もが豊かで安心して働き続けることができる 社会の実現を目指して」

沖縄労働局 局長 柴田 栄二郎

県民の皆様こんにちは。令和6年4月1日付で着任いたしました。沖縄では、美しい大自然や伝統文化・歴史などに触れ、多くの感動を味わう充実した日々を送りたいと思っております。

労働局は、ハローワーク、労働基準監督署を抱える厚生労働省の地方組織です。沖縄県など関係機関と連携しながら、県経済の発展と県民生活の向上に向け、雇用対策や労働条件の確保、労働者の安全と健康の確保のための対策、働き方改革・女性活躍の推進等の業務を行っています。

沖縄県内の雇用情勢は、国内外からの入域観光客数の増加などを背景に改善傾向が続いており、令和5年度の有効求人倍率は1.17倍となりました。求職者は物価高を背景に、これまで以上に雇用形態や賃金などの求人条件に関心を持っている方が増え、事業主は人手不足を背景として雇用形態を見直すなど人材確保の動きが高まっています。

このような中、事業主の方々は、原材料価格の高騰や価格転嫁、労働者の賃上げ、人材の確保に日々ご苦労されているかと思います。

また、本年4月1日より、「自動車運転者」、「建設業」、「医師」、「製糖業」につきまして、他の業種と同様に「時間外労働の上限規制」が適用されました。今後、少子高齢化の進展に伴い、さらに人材不足の深刻化が見込まれます。多様な人材の活用、生産性の向上も含めた働き方改革、賃上げなどの処遇改善の取組が、なお一層求められます。労働局では、賃上げと生産性向上を支援する「業務改善助成金」や、人手不足への対応として「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金）」、従業員のスキルアップと定着を支援する「人材開発支援助成金」などの助成を行っております。

また、ワンストップ相談窓口として「沖縄働き方改革推進支援センター」を設置し、専門家が無料でアドバイスなども行っております。ぜひこれらをご活用頂き、人材確保や定着につなげて頂きたいと考えております。

雇用面で、沖縄県はいくつかの課題を抱えてい

ます。課題の一つとして、若年者の雇用問題があります。高卒・大卒後3年以内の離職率や若年者の失業率は全国と比べ高い状況が続いています。その解決に向け、早期の業界・企業研究など学校と連携した学卒（予定）者への支援強化に取り組んで参ります。

沖縄県が抱える中長期の課題には、労働者の健康問題もあります。労働者の健康は、企業の安定経営や生産性に大きな影響を及ぼします。県内の労働者の健康診断有所見率（異常所見がある者の割合）は上昇が続き、全国最下位が続いています。生活習慣病関連の異常割合が高く、改善に向け、保健指導の実施などに取り組むほか、沖縄県など関係機関5者で、企業の「うちなー健康経営宣言」を勧奨しています。宣言企業には各種サポートが無料でご利用いただけます。

ところで、人材確保の一手段として、多様な業種でフリーランスに委託するという方法も普及しております。フリーランスとの契約では専門的なスキルが必要な部分を委託できるというメリットがある反面、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。そこでフリーランスとの受発注等に係るルールを定めた法律が今年11月に施行を予定しています。今後、施行に向けた周知広報にも力を入れて参ります。

これからも私たち労働局は「沖縄」という地域に根差した地方労働行政機関として、県民の皆様からの期待に応えられるよう、各種取組を着実に実施していくとともに、沖縄県や各市町村、労使団体、その他の関係機関等と緊密に連携を図り、県民の皆様が豊かで安心して働くことができる労働環境の実現を目指して取り組んで参ります。

＜沖縄労働局の施策 QRコード一覧＞



(LINE)



(X (旧 Twitter))



(YouTube)



(賃金引上げ
特設ページ)

班名変更のお知らせ

～令和6年度から(沖縄県労働政策課)人材投資推進班に変更～

沖縄県では、経済成長の源泉となる多様な人材及び職業能力の育成・開発に向けた人材投資関連施策の対応強化のため、労働政策課の能力開発班の体制を強化し、より方向性を明確に示すため班名を人材投資推進班に変更しました。

労働政策課はこれまでも、県立職業能力開発校における訓練や、民間の専門学校等へ委託して行う訓練など個人に対する公共職業訓練を実施するほか、技能検定の実施・普及に取り組んできました。これらに加えて、令和6年度からは、企業の「稼ぐ力」の強化に向け、経営の効率化やイノベーションをけん引する産業人材を育成することに取り組んでまいります。

(旧班名) 能力開発班 → (新班名) 人材投資推進班

人材投資推進班の業務内容(主なもの)

1 公共職業訓練

- (1) 県立職業能力開発校において、企業等から求められる訓練ニーズに対応した職業訓練を実施し、早期就職を図る。
- (2) 県立職業能力開発校の施設及び設備を整備し、訓練環境の充実化を図る。
- (3) 事業主等が行う職業能力開発を支援し、取組団体の増加を図る。
- (4) 企業や求職者のニーズの把握に努め、より適切な委託訓練の実施に取り組む。

2 技能向上

- (1) 技能検定の実施・普及に取り組み、技能水準の向上を推進し、技能労働者の社会的地位の向上及び本県の産業発展に寄与する。
- (2) 卓越した技能者(現代の名工)及び沖縄県優秀技能者等の表彰推薦を行う。

3 社会参画とキャリアアップに資する学び直しの機会の創出

- (1) 県立職業能力開発校において、企業等から求められる訓練ニーズに対応した在職者向け訓練を実施し、職業の安定を図る。
- (2) ニート等の若年無業者で就労支援が必要な者へ、就労に導くための基礎的な職業訓練を実施し、無業者状態からの改善を図る。

4 企業の「稼ぐ力」の強化

- (1) 企業自ら産業人材育成を実践する取組を促進することで、市場環境に応じた経営や事業のイノベーションによる生産性向上を図る。
- (2) 県内企業に対し、経営課題の解決や成長戦略を具体的に進める優秀な外部人材の活用を促し、企業の生産性の向上を図る。

沖縄県労働政策課 ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017719.html>

沖縄県立具志川職業能力開発校 ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/ability/1012130/1012196/index.html>

沖縄県立浦添職業能力開発校 ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/ability/1012130/1012168/index.html>

お問い合わせ先 沖縄県商工労働部労働政策課 人材投資推進班 TEL : 098-866-2366

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ② フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。



法律の適用対象

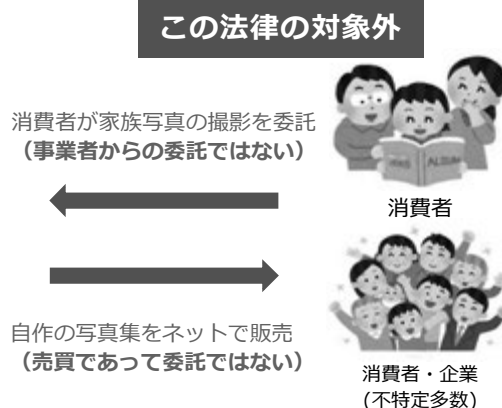
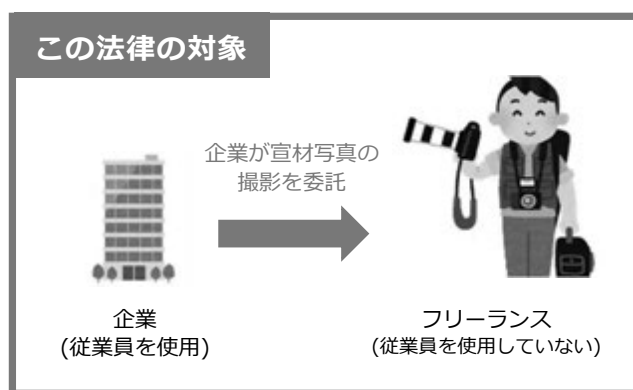
フリーランス・事業者間取引適正化等法
YouTube説明動画（公正取引委員会）

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

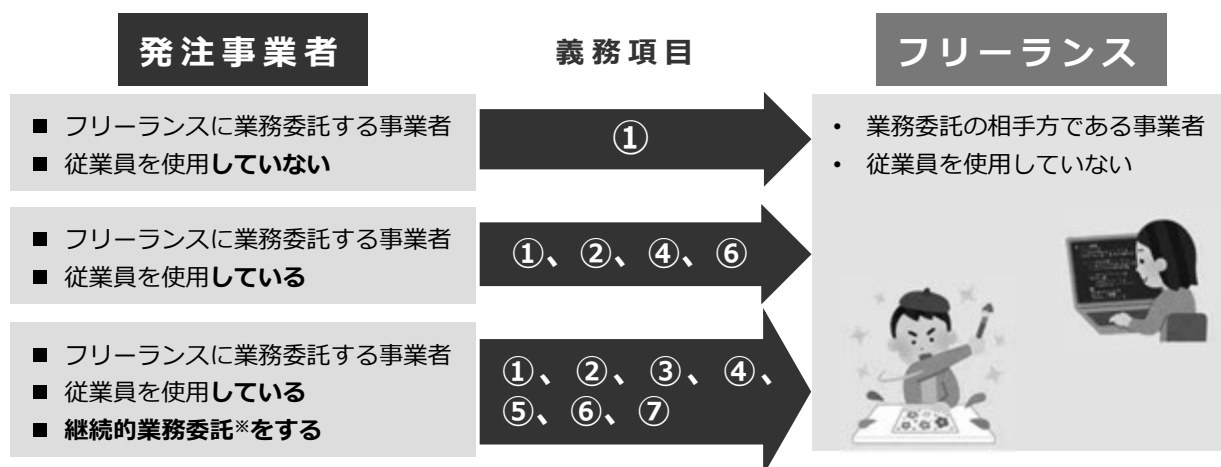
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年度 厚生労働省 沖縄労働局 委託事業 実施機関 株式会社タスクール Plus

沖縄働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様へ

働き方改革 サポートします！

ウチの会社はどうか...。
専門家に相談すればいいんだ！



相 談 無 料

残業が月 60 時間を
超えたら
何か変わるの？

建設業、運送業、砂糖製造業の
労働時間管理が厳しくなるけど
どうすればいい？

ハラスメント対策
って言うけど
どうしたらいいの？

うちの会社で
もらえる助成金って
あるのかな？

外国人労働者を雇おうと考えてるんだけど？

パートさんの
手当の見直して
必要なの？

求人を出しても
人が集まらない
んだけど！

うちの就業規則は
問題ないか
見てもらえるかな？



個別企業訪問相談

貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談

当センター内で専門家が
電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣

セミナー・WEBセミナーの
実施開催



オンライン相談

お電話または下記QRコードより
お問い合わせください。



*実施期間：令和6年4月8日から令和7年3月31日
受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時
当センター専用駐車場有

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

沖縄働き方改革推進支援センター

電 話

0120-420-780

E-mail

okinawa@task-work.com

ファックス

098-859-8371

ホームページ



<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

沖縄働き方改革推進支援センター 🔍

沖縄働き方改革推進支援センター 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 508 号

*当センターは、厚生労働省・沖縄労働局より委託を受けた公的支援機関です。*当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致しません。*ご相談内容は秘密厳守として取り扱い、目的外の使用は致しません。

沖縄労働局からのお知らせ

労働保険年度更新集合受付 特設会場のご案内 (那覇労働基準監督署管内の事業主の皆様へ)

現在、合同庁舎3号館の工事のため来庁者用駐車場が大幅に減少しており、外部特設会場での集合受付を行いますので、ご利用ください。

(下記期間においては特設会場でのみ受付いたします)

記

日時 : 令和6年7月8日(月)、9日(火)、10日(水)

10:00~16:00 ※予約不要

会場 : 浦添市産業支援センター 結の街 3階

浦添市勢理客4丁目 13 番 1 号(駐車場有)



全国安全週間

7月1日～7月7日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念のもと、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

令和6年度「全国安全週間」スローガン

**危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全**

各職場の労使関係者の努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、近年は、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

全国安全週間を機に、すべての職場で以下の事項に取り組みましょう。

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



沖縄労働局 健康安全課 Tel 098-868-4402

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point
 ③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。
▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point
 ④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。
 （令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A
Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
 新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
 令和8年6月以前については2.5%、
 令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>


Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

エイジフレンドリー補助金

令和6年度エイジフレンドリー補助金の申請受付を開始しました。

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

申請期間

令和6年5月7日～令和6年 10 月 31 日

高齢労働者の労働災害防止コース

高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。

転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

コラボヘルスコース

コラボヘルス（医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の健康づくり等を効果的・効率的に実行すること）等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。

厚生労働省ホームページ「エイジフレンドリー補助金について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html



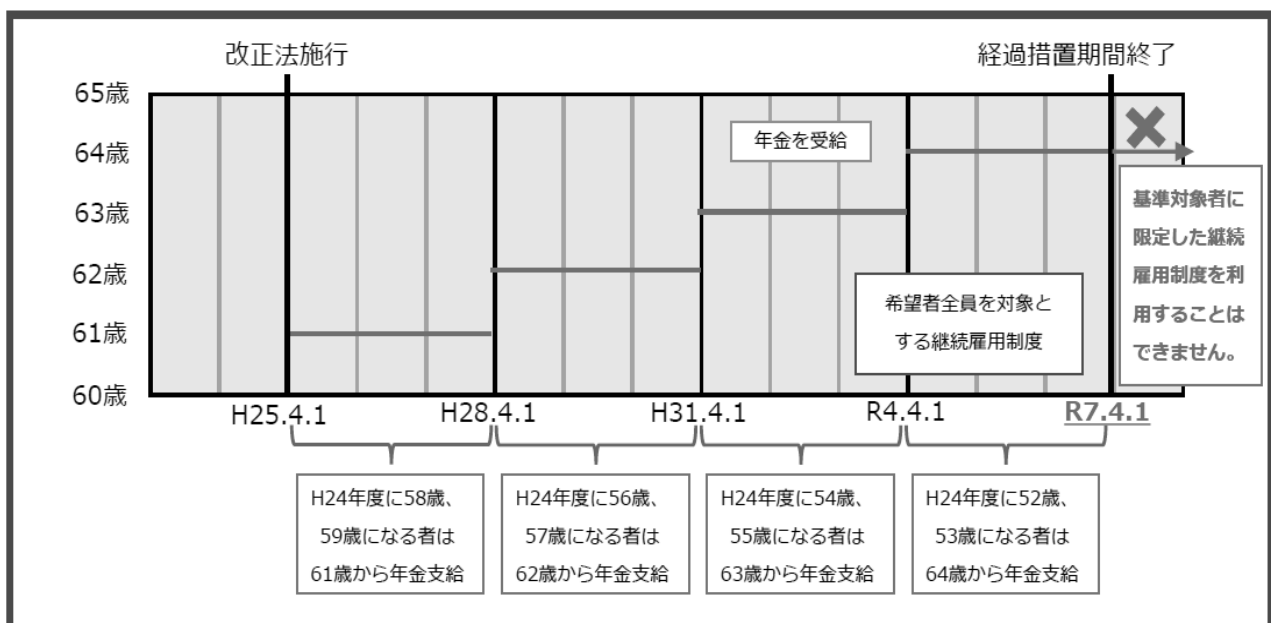
沖縄労働局 健康安全課 Tel 098-868-4402

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです 4月1日以降は別の措置により、 高齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

■ 経過措置の流れ



! 2025(令和7)年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



都道府県労働局・ハローワーク

LL06322高01



あなたに寄り添う

昨年度の
就職率は

83%

個別就活 プログラム始動。

何がしたいか
何が向いているのか
わからないキミのための

ジョブトレ。

まずは、就活相談会へ！



098-866-3611

← 詳しくはこちら

登録企業も同時募集中

対 象

沖縄県在住の概ね40歳未満の求職者
※失業給付受給中の方も参加できます

募集期間

2024年4月～10月まで

参加費

無料



お申込み
お問合せ



沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局
那覇市前島2-21-13 ふそうビルディング11F

☎ 098-866-3611

受付/月～金 9:30～17:00
FAX 098-866-3612
URL <https://www.jobtore.jp>
E-mail oubo@jobtore.jp



沖縄 ジョブトレ

検索

ジョブトレ

LINE

公式アカウント



不安解消。ひとりじゃない就活。

幅広い
業界で就職♪

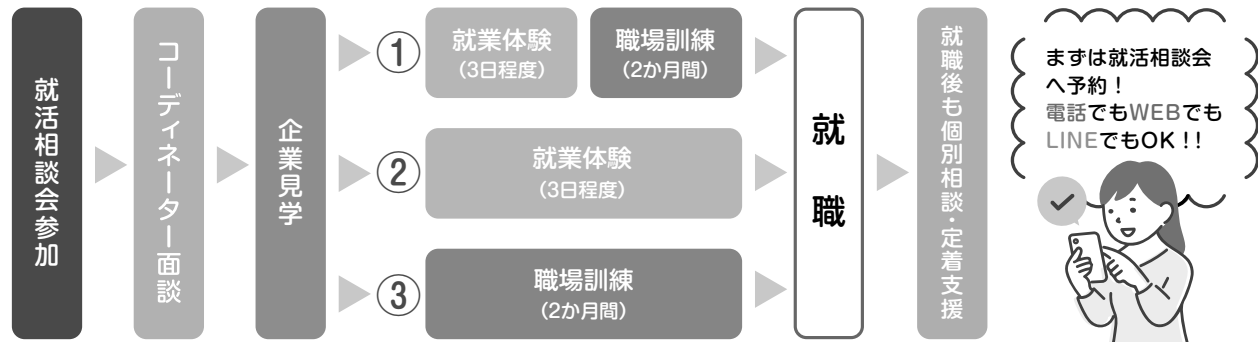
IT業界
171名※

観光業界
52名※

事務・BPO / 営業 / 建設 / 販売
介護福祉 / 製造 / その他

※平成26年度から令和5年度の累計

個別就活プログラムの流れ



①～③のどのパターンで就職するかはコーディネーターと一緒に考えよう。

個別就活プログラムの特色



【個別面談】
担当コーディネーターが親身にサポート。課題を一緒に考えよう。



【企業見学】
応募する前に必ず企業見学を実施。「思ってたのとちがう」を減らそう。



【就業体験（3日程度）】
先輩社会人の働き方や考え方に触れて、働くイメージを掴もう。



【職場訓練（2か月）】
採用いただいた企業で約2か月間の職場訓練！継続雇用を目指そう。



【応募書類作成サポート】
採用の可能性がアップする、応募書類作りをサポートします。



【選択制研修】
自分に必要な研修を受講し、就職後に役に立つスキルを身につけよう。

個別就活プログラムの開催月はこちら

6月

7月

9月

10月

11月

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事業について

事業概要

1. 沖縄県在住の概ね40歳未満の求職者を対象に就職を支援します（在職中の方、定時制・通信制過程以外の学生を除く）。
2. 担当コーディネーターと面談を重ねて適職を検討します。また、応募書類作成のサポート支援も行います。
3. それぞれの状況に合った選択制研修を実施し、就職に必要なスキルを身に付けることができます。
4. 就職前に企業見学を実施し、雇用のミスマッチを防ぎます。
5. 就業体験（3日程度）や職場訓練（原則2カ月）で適性や課題を見極めて、長期雇用を目指します。
6. 就職後も個別相談や定着支援を実施し、早期離職を防ぎます。

お問合せ

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局
〒900-0016 那覇市前島 2-21-13 ふそうビルディング11F



☎ 098-866-3611

受付／月～金 9:30～17:00
FAX 098-866-3612 URL <https://www.jobtore.jp>
E-mail oubo@jobtore.jp

令和6年度 女性の就職総合支援事業

女性求職者
募集!

→ 対象者

- ✓ 沖縄県に在住の就職活動をしている方
- ✓ これから就職活動を始める方
- ✓ 子育てしながら復職を考えている方

ひとり親世帯の方には優遇支援あり!

オンライン相談
受け付けます!自宅からも気軽に
オンラインで相談

→ 募集期間

令和6年4月～令和7年2月(予定)

無料 託児サービス付き

セミナー、研修、合同企業説明会に
安心してご参加いただけます。
(会場内一時預かり)

→ 事業内容

女性求職者を対象に、就職に繋げるセミナー、研修、職場訓練(原則3ヶ月)を実施し、個々が抱える状況に応じた就職支援を行います。

→ 支援内容

- 研修(Excel資格取得、Wordタイピング、面接ビジネスマナー、応募書類作成、適性検査対策)
 - 毎月1回合同企業説明会開催(企業担当者に直接雇用条件等の確認ができます)
 - セミナー(自己分析セミナー、コミュニケーションスキルセミナー、職場見学セミナー)、基礎研修中の企業説明会、研修終了後の企業との合同説明会(マッチング会)を行います。
 - 企業見学の同行 ● お仕事体験
- ※合同企業説明会、セミナー、研修参加者はハローワークの就職活動実績になります。

就職に向けて事務局がきめ細やかなサポートを行います。

お問い合わせ

(株)琉球新報開発
那覇市天久905 琉球新報天久ビル3F

(098)865-5270

【受付時間】平日9:30～18:00(土日祝日除く)

LINE

ホームページ
はこちら▶▶

就職までのフローチャート

- 1 事務局に企業説明会参加申込
- 2 合同企業説明会参加・登録・個別面談
説明会時の服装は自由!
- 3 **基礎研修(受講料無料)**
 - ・基礎研修1ヶ月(Excel資格取得、Wordタイピング、面接ビジネスマナー、応募書類作成、適性検査対策)
 - ・介護職員初任者研修資格取得
 - ・セミナー(自己分析セミナー、コミュニケーションスキルセミナー、職場見学セミナー)
 - ・企業見学 ・お仕事体験**企業へ応募(書類選考・面接)**
- 4 職場訓練先決定
- 5 原則3カ月の職場訓練(OJT)開始
※給与は各企業の規定によりお支払い。社保完備。
- 6 継続雇用・就職

あなたも就職に向けて
チャレンジしてみませんか?

※毎月1回開催の合同企業説明会では、
求人内容を企業担当者へ直接確認できます。

サポート体制 — 安定的な雇用形態の企業をご案内 —

求職者のニーズに合った就職先、職場訓練先を事務局が紹介。
職場訓練中の場合は事務局員が定期的に訪問し、様々な事にもきめ細やかにサポート。

就職活動に必要な無料研修

① 基礎となる 1日研修・セミナー

- 履歴書・職務経歴書をパソコン、スマホで作成(ベテラン講師が添削します)
- 面接対策、具体的な自己アピール方法やマナーを学びます
- 自己分析セミナー、コミュニケーションスキルセミナー
- 職場見学セミナー
- 企業見学 ●お仕事体験

② 1ヶ月研修

- 日本情報処理協会、ビジネス能力認定サートファイのパソコン資格取得研修
 - (1) Excel資格取得、Wordタイピング
 - (2) 履歴書・職務経歴書作成
 - (3) 面接対策・ビジネスマナー
 - (4) 適性検査対策
 - (5) 企業人事担当説明会
- ★希望に沿った企業を紹介します

③ 介護職初任者 研修(4ヶ月間)

- 座学2日間と実践訓練3日間(実践訓練3日間は給料あり)を取り入れて、介護の経験がない方も安心して収入を得ながら資格取得ができます

基礎研修や資格取得研修の日程は決まり次第LINEでお知らせしますのでご登録をお願いします。

男女ともに
働き続けられる職場に



沖縄県商工労働部 労働政策課委託業務 令和6年度働く女性応援事業
女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム 専門家派遣

専門家があなたの職場にあわせて オーダーメイド型支援

を実施します

参加企業
募集中

無料

CHECK LIST

1つでも当てはまればぜひ、ご相談ください。

- ☒ 妊娠から育休取得、復職までの職場環境を整えたい
- ☒ 職場のコミュニケーションを改善したい
- ☒ どのようなことがハラスメントになるのか理解したい
- ☒ 働き方を工夫して離職を防止したい
- ☒ 女性社員が働き続けたいと思う職場環境にしたい
- ☒ キャリアについてみんなで考えたい
- ☒ 社員の声を把握して環境改善できるアンケートを実施したい



過去実施企業・事業所一覧(平成29年度～令和5年度)(順不同)

平成29年度 有限会社アンカー商事/有限会社うえざと木工/沖縄子育て良品株式会社/冒険王株式会社/社会医療法人かりゆし会/社会福祉法人さくら会 さくら保育園/医療法人地下診療所/株式会社前田産業/レキオソフト株式会社 平成30年度 株式会社IMICORPORATION/株式会社アドスタッフ博報堂/アンリッシュ食品工業株式会社/有限会社アンテナ/イオン琉球株式会社/ANA 沖縄空港株式会社/株式会社国際旅行社/社会福祉法人育成福祉会 沖縄中央育成園生活支援センター/株式会社オプト 沖縄コーラルオフィス/株式会社KPG HOTEL&RESORT/ザ・テラスホテルズ株式会社 コクワ流通サービスカンパニー/一般社団法人ジョブリッジ研究所/新光産業株式会社/有限会社スタプランニング/NO MARK Inc./ソニービジネスオペレーションズ株式会社/タマキハウジング株式会社/トランスコスモス株式会社/社会医療法人敬愛会 中頭病院/株式会社ビジネススタッフ/株式会社プロトソリューション/株式会社琉球補聴器/株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング 平成31年度 アディッシュプラス株式会社/株式会社アメニティ/有限会社大宮工機/生活協同組合コープおきなわ/株式会社カリタス/株式会社近代美術/医療法人幸輪会サザン歯科まえた/株式会社エマオ/いらはクリニック/株式会社大輝/大晋建設株式会社/社会福祉法人玉重福祉会 第2愛心保育園/中部ガス事業株式会社/株式会社仲本工業/株式会社ふれあい介護センター/株式会社丸大/株式会社丸忠/株式会社もりおも玩具/特定非営利活動法人ライフサポートてだこ 令和3年度 沖縄ツーリスト株式会社/株式会社えがおの花/沖縄タイムス社/パティスリーアカヒロ/沖縄製粉株式会社/おきなわサービサー(株) 沖縄債権回収サービス/ザ・ホテリア・グループ那覇株式会社 沖縄ハーバービューホテル/浦添市てだこホール指定管理共同企業体 ティダ・コミュニケーションズ&リレーションズ/株式会社沖縄健康企画 令和4年度 株式会社リウボウ旅行サービス/株式会社ダイコー沖縄/沖縄UDS株式会社/社会福祉法人まつみ福祉会/障がい者支援施設 安住の郷/社会福祉法人 とよみ福祉会/社会福祉法人 敬愛会 ちばなクリニック/ザ・ホテリア・グループ那覇株式会社 沖縄ハーバービューホテル/合同会社宮平農園/合同会社People Lab 令和5年度 株式会社オキジム/沖縄N Xエアカーゴサービス株式会社/沖縄テレビ放送株式会社/沖縄ヤクルト株式会社/社会福祉法人久米島町社会福祉協議会 そらなみ保育園/社会福祉法人志紋福祉会障害者支援施設 みなみの里/シンコー沖縄株式会社/第十一管区海上保安本部/富士フィルムBI沖縄株式会社/有限会社パラダイスアメティ宮古営業所/宮古港運株式会社(全82社)

沖縄県女性就業・労働相談センター

女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム専門家派遣

オーダーメイド型支援の流れ

職場の課題や環境改善に取り組んだ企業の事例集や改善策を実施するためのテキストを活用し、社会保険労務士やキャリアコンサルタントなど各専門家のアドバイスを受けながら効果的な改善策を提案し、職場環境改善を目指します。具体策としてのセミナー等をご要望に応じて、管理職向け、従業員向け、女性社員、若手社員向けなどの対象者別に実施可能です。

STEP 1

専門家(社会保険労務士等)が
訪問(通算2回程度)

アンケートで明確になった、職場の課題
や問題点に専門家が無料でアドバイス!



STEP 2

専門家(社会保険労務士等)と
一緒に改善策を検討

(専門家によるセミナー実施例)

- ハラスメントセミナー
- 育児・介護休業等、両立支援について
- キャリア・ステップについて
- コミュニケーションセミナー等

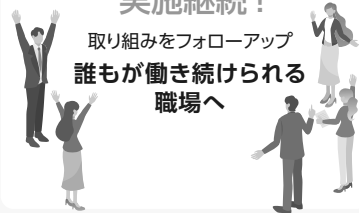
多数



STEP 3

社内で改善策を
実施継続!

取り組みをフォローアップ
誰もが働き続けられる
職場へ



就業環境の向上と、よりよい環境づくりに向けた実践的な取り組みを
主体的に推進でき、誰もが働き続けられる職場づくりにつながります。



企業の感想

経営者として、社員のために取り組むことが、やはり企業力の底上げになることを実感! 専門家のアドバイスが的確でした!

職場環境改善にむけて、社員の具体的な本音や考えを把握することができ、何からどこにアクションを起こすべきかが整理できました。

管理職を対象にキャリアセミナーを実施しました。今、これからの働き方や働く人達の考え方がよく理解できました。

女性のみならず、働き続けたいと思う社員を大事にする仕組みづくりのヒントを得ました!

アンケートで課題や改善すべき点が見え、これからすべきことが明確になりました。

参加申込書

下記ご記入の上、**FAX**でお申込みください。(過去の実施企業や事例集はWEBでご覧頂けます)

企 業 事業所名		業 種		従業員数		名
所 在 地	〒 -	連絡先				
		Mail				
担当者名		所 属		役 職		

沖縄県女性就業・労働相談センター

TEL.098-863-1788

月～金 9:00-17:00(土日祝はお休み)

申込書
送付先 FAX



098-863-1787



〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A 街区6F(グッジョブセンターおきなわ内)

WEBサイトはこちら

<https://owlcc.okinawa>

企業研修・リスキリング実施支援事業のご案内

沖縄県では、県内企業の経営者、経営幹部等（以下「経営者等」という。）を対象とした、生産性の向上に関するワークショップ型集合研修の実施や、企業の自主企画研修（実践研修）に対する支援を行っています。

1 支援の内容

経営者等に対するワークショップ型集合研修を通じて、経営課題の分析・抽出と課題解決に向けた「人材育成計画」策定の支援を行います。また、作成した「人材育成計画」に基づく企業全体で実施する実践研修に対して補助を実施します。実践研修に要する費用に対して補助を希望する企業へは、公社コーディネーターが補助金申請書類の作成等を支援します。

- (1) ワークショップ型集合研修（経営者等向け）

※ R6.8 頃から開始予定

- (2) 実践研修（経営者等を含む全社員向け）

経営者等が作成した「人材育成計画」に基づき、各専門家による実践研修に対する支援を行います。

2 補助金

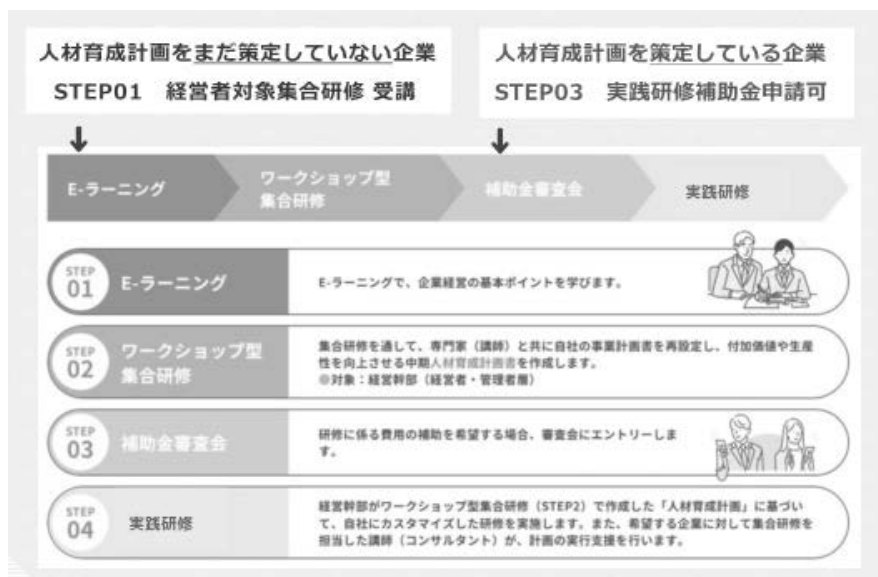
実践研修に対し、予算の範囲内で次の経費を補助します。

- (1) 補助率：補助対象経費の 8/10 以内
 (2) 補助対象経費：招へい研修、派遣研修、公開型研修に係る費用、
 交通費、宿泊費、謝金、通訳料、会場使用料、
 リース料（PC/Wifi 等）、印刷製本費、講座受講料
 ※一部経費は、上限額があります。

- (3) 公募期間：令和 6 年 4 月 25 日（木）－ 8 月 16 日（金）

- (4) 申請受付期間：第一次 4 月 25 日（木）－ 5 月 17 日（金）
 第二次 8 月 1 日（木）－ 8 月 16 日（金）

4 事業活用の流れ



- 5 お問い合わせ先 沖縄県産業振興公社 TEL：098-859-6236 FAX：098-859-6233

令和5年取扱事件の概況について

令和5年に沖縄県労働委員会でも取り扱った事件の概況は、以下のとおりです。

1 不当労働行為救済申立て

令和5年に取り扱った不当労働行為事件は1件です。

No	事件番号	申立事項	申立年月日	終結 区分	調査 回数	審問 回数	審査期間 の日数
			終結年月日				
1	令和5年 (不) 第1号	①解雇撤回及びバックペイ等の支払い ②支配介入行為の禁止 ③文書交付及び掲示	R5.11.6	次年 繰越	-	-	-
			-				

注)「審査期間の日数」は、申立日(当日含む。)から終結日までの所要日数。

2 労働争議の調整

令和5年に取り扱った調整(あっせん)事件は、新規申請2件で、労働組合からの申請1件、使用者からの申請1件となっています。

(1) 取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
0	2	2	-	-	-	-	0	2

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

団交・協約関係 (組合単位・協約関係、協約能力・協約促進等)	賃金等 (賃金増額・一時金等)	給与以外の労働条件	経営・人事	その他
1	3	0	0	1

注) 申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

3 個別労働関係紛争のあっせん

令和5年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、新規申請11件で、全て労働者からの申請となっています。

(1) 取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
4	11	15	3	10	1	0	14	1

(2) 紛争内容別件数(新規申請分)

経営又は人事	賃金等 (賃金増額・一時金等)	労働条件等	職場の人間関係	その他
8	1	0	7	6

注) 申請は複数のあっせん事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

事務局からひとこと

労働委員会は、労使関係の安定を図るために、中立・公平な立場で労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決をお手伝いします。

あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp



沖縄県労働委員会のHPはこちら▶
または「沖縄県労働委員会」で検索



労働条件明示のルールが変更になります

● 相談内容 ●

就職セミナーに参加したときに、講師の方から、就職する際は、雇用主と「雇用契約書」を交わし「労働条件通知書」の内容を確認しましょう、と言われました。また、2024年4月から、労働条件明示のルールが変更になると言われました。具体的にどのようなことに注意すればよいのか、教えてください。

● 相談回答 ●

ポイント

「労働条件通知書」は、会社が人を雇う際に、雇用主と労働者とのトラブルを防ぐために、雇用主が労働条件を記入して労働者に交付する書類です。(作成は法律で義務づけられており、明示事項の定めがあります)。雇用形態が多様化する中、トラブル防止のため、2024年4月1日から「労働条件明示のルール」が変更になります。

解説

労働条件明示のルールの変更理由としては

- ① 労働契約の多様化や処遇改善に対応するため
- ② 有期契約労働者の無期契約転換を促進するため
- ③ 労働条件の明確化により労使間の紛争を防ぐため としています。

新しく追加される明示事項は、以下の項目です。

- (1) 就業場所・業務の変更の範囲

例) ・就業場所(雇入れ直後)…本社、(変更の範囲)…本社、全ての支店又は自宅での勤務

・業務の内容(雇入れ直後)…経理事務(変更の範囲)…全ての業務への配転有

- (2) 有期契約労働者の場合…更新上限の有無と内容(通算契約期間・更新回数上限)
- (3) 無期転換申込機会の明示、無期転換後の労働条件の明示

労働条件通知書を交付する際の確認ポイントです。

1. 契約期間・試用期間 2. 就業の場所 3. 従事すべき業務の内容
4. 始業・就業・労働時間・時間外労働 5. 休日・休暇
6. 賃金 7. 退職に関する事項 8. 社会保険の加入状況等

お互いで内容を確認して、働きやすい職場環境をつくりましょう。

労働条件通知書とは…労使間のトラブル防止のために、雇用主が労働者に交付する文書です。

雇用契約書とは……働く際に雇用主と労働者の合意に基づいて作成されます。内容は労働条件通知書とほとんど同じですが、両者の署名、捺印が必要です。(労働条件通知書は署名・捺印は必要ありません)。

お問い合わせ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

年月	項目	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完 全 失 業 率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
		一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	R2=100	
		全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
		千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
	21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	96.1	95.5
	22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	95.3	94.8
	23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	95.3	94.5
	24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	95.0	94.5
	25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	95.3	94.9
	26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	97.8	97.5
	27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	98.4	98.2
	28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	98.7	98.1
	29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	99.1	98.6
	30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	100.3	99.5
	令和元年	34,772	325,731	16,015	143,841	20	2.7	25,498	30,442	1.19	1,922	100.6	100.0
	2年	35,326	328,737	15,972	144,617	25	3.3	27,972	22,520	0.81	1,680	100.0	100.0
	3年	35,662	336,079	16,231	141,798	28	3.7	30,588	22,343	0.73	1,710	100.1	99.8
	4年	35,120	335,382	16,223	152,659	25	3.2	31,446	27,846	0.89	1,657	102.9	102.3
	5年	35,426	334,306	16,856	156,901	26	3.3	28,955	30,222	1.04	1,666	106.8	105.6
	令和5年4月	35,544	336,209	16,473	151,494	30	3.8	28,683	30,141	1.05	2,012	106.2	105.1
	5月	35,603	336,020	16,608	151,389	27	3.5	28,718	30,547	1.06	1,852	106.5	105.1
	6月	35,634	336,880	16,779	152,924	24	3.1	28,773	30,610	1.06	1,477	107.6	105.2
	7月	35,629	332,385	16,928	160,473	21	2.8	28,948	30,798	1.06	1,352	107.4	105.7
	8月	35,579	331,700	16,930	160,610	32	4.2	28,550	30,242	1.06	1,108	108.0	105.9
	9月	35,507	332,336	17,042	163,126	27	3.4	28,851	30,624	1.06	1,401	107.9	106.2
	10月	35,542	333,625	17,112	159,785	24	3.0	28,800	30,080	1.04	1,407	108.3	107.1
	11月	35,559	333,831	17,265	161,097	23	2.9	28,918	29,598	1.02	1,281	108.6	106.9
	12月	35,545	332,802	17,364	162,540	23	2.9	28,831	29,793	1.03	1,250	108.1	106.8
	令和6年1月	34,571	323,799	15,525	165,573	22	2.8	28,958	29,735	1.03	1,123	108.1	106.9
	2月	34,715	320,796	15,535	168,503	24	3.0	28,689	30,171	1.05	2,347	108.2	106.9
	3月	34,558	318,956	15,475	168,662	29	3.7	28,550	30,166	1.06	3,003	108.4	107.2
資料出所		県統計課						沖縄労働局				県統計課	

年月	項目	労働時間の動き						賃金の動き					
		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
		全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20年		153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年		147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年		149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年		149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年		150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年		149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年		149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年		148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年		148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年		148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年		147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
令和元年		144.5	144.0	132.1	134.1	12.4	9.9	371,507	278,190	296,123	236,194	75,384	41,996
2年		140.4	139.6	129.6	130.1	10.8	9.5	365,100	283,770	293,056	240,683	72,044	43,087
3年		142.4	141.9	130.8	132.3	11.6	9.6	368,493	275,343	296,652	233,416	71,841	41,927
4年		143.2	142.4	131.0	132.2	12.2	10.2	379,732	269,165	303,496	231,297	76,236	37,868
5年		143.8	141.9	131.7	132.6	12.1	9.3	386,985	269,779	308,437	232,672	78,548	37,107
令和5年4月		148.3	144.7	135.7	135.2	12.6	9.5	324,953	248,192	310,867	234,507	14,086	13,685
5月		140.9	142.5	129.2	133.6	11.7	8.9	327,254	244,702	307,674	234,309	19,580	10,393
6月		149.7	143.8	137.8	134.9	11.9	8.9	580,898	352,944	309,495	234,798	271,403	118,146
7月		146.3	143.1	134.3	133.8	12.0	9.3	446,498	276,730	309,837	233,673	136,661	43,057
8月		139.3	139.1	128.1	130.0	11.2	9.1	318,026	256,713	307,325	232,463	10,701	24,250
9月		143.4	142.0	131.4	132.6	12.0	9.4	317,453	234,505	308,600	233,071	8,853	1,434
10月		146.4	142.8	133.9	133.6	12.5	9.2	319,761	233,627	311,011	232,735	8,750	892
11月		146.3	141.5	134.0	132.1	12.3	9.4	330,677	241,760	310,936	232,404	19,741	9,356
12月		143.3	142.4	131.2	132.6	12.1	9.8	712,710	441,123	311,175	234,061	401,535	207,062
令和6年1月		135.1	138.3	123.7	128.6	11.4	9.7	323,870	232,170	308,683	230,092	15,187	2,078
2月		139.7	139.1	128.0	129.3	11.7	9.8	313,408	232,824	308,062	230,229	5,346	2,595
3月		141.9	144.1	129.7	133.1	12.2	11.0	339,957	248,923	312,109	235,126	27,848	13,797
資料出所		県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 一般職業紹介状況は受理地別



「労働おきなわ」 163号 (琉球労働から通巻237号)

2024年6月28日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366

FAX(098)866-2355

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017719.html>

印刷所／文字工房 ポスト

〒901-1111 南風原町字兼城631-1

TEL(098)889-6266

FAX(098)888-2297

